

新公立病院改革ガイドラインの概要

新公立病院改革ガイドライン（平成 27 年 3 月 31 日付け総務省自治財政局長通知）及び新公立病院改革ガイドライン Q&A（改訂 平成 28 年 4 月 28 日）に基づく（ガイドライン根拠：地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言）。

1 はじめに（公立病院改革の目指すもの）

公・民の適切な役割分担の下、地域において必要な医療提供体制を確保する。

その中で、公立病院が安定的に不採算医療や高度・先進医療などの重要な役割を担っていくことができるようにする。

2 新公立病院改革ガイドライン策定の背景

少子高齢化が進展し、医療需要の変化が見込まれる中、地域ごとに適切な医療提供体制を構築するため、引き続き公立病院改革を継続する必要があること。

公立病院改革は、今後、医療法に基づいて都道府県が策定する「地域医療構想」と整合的に行われる必要があること。

3 地方公共団体による新公立病院改革プランの策定

(1) 新改革プランの策定対象

病院事業を設置する地方公共団体（地方公営企業法適用の公立病院）及び地方独立行政法人法に基づき病院事業を実施している公営企業型地方独立行政法人

※ 地方独立行政法人法に基づき中期計画を策定している場合は、ガイドラインにおいて要請している事項のうち不足している部分を追加又は別途策定することで足りる。

(2) 新改革プランの策定期間

都道府県の地域医療構想を踏まえ、平成 27 年度または平成 28 年度中に策定

(3) 新改革プランの対象期間

策定年度またはその次年度から平成 32 年度まで

(4) 新改革プランに記載する内容

① 地域医療構想を踏まえた役割の明確化

- ・ 地域医療構想を踏まえた当該病院の果たすべき役割及び平成 37 年における将来像
- ・ 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割
- ・ 医療機能等指標に係る数値目標の設定 等

② 経営の効率化

- ・黒字化を目指して経営収支比率等の数値目標を設定し、経営を効率化
- ・医師等の人材確保に留意し、経費削減、収入増加等の取組みを明記 等

③ 再編・ネットワーク化に係る取組み

- ・重複・競合が見られる病院等の再編・ネットワーク化の推進を明記（公的・民間病院との再編等含む） 等

④ 経営形態の見直し

- ・民間的経営手法（地方公営企業法の全部適用、地方独立行政法人化、指定管理者制度導入、民間譲渡）の導入に向けた経営形態の見直しの取組みを明記 等

4 都道府県の役割の強化

- ・都道府県は、医療介護総合確保推進法に基づき、地域医療構想の実現に向けた取組みとも連携しつつ、再編・ネットワーク化等に積極的に参画
- ・管内の公立病院施設の新設・建替等に当たり都道府県のチェック機能を強化

5 実施状況の点検・評価・公表

- ・新改革プランを住民に対して速やかに公表するとともに、その実施状況をおおむね年1回以上点検・評価を行う。
- ・単に財務内容の改善に係る数値目標の達成状況のみならず、公立病院として期待される医療機能の発揮の状況等についても併せて評価、検証することが望ましい。
- ・点検・評価・公表に際し、住民が理解・評価しやすいよう、積極的な情報開示に努めるものとする。

6 地方独立行政法人長野市民病院新改革プラン

地方独立行政法人長野市民病院では、平成 28 年度から平成 30 年度までの中期計画を策定済みであることから、当該中期計画を新改革プランとして位置付ける。